

第5章

計画の実現に向けて



第5章 計画の実現に向けて

1. 協働による緑のまちづくりの推進

(1) 協働による緑のまちづくりの考え方

これまでの緑のまちづくりの取り組みを踏まえ、今後、さらに計画に基づき緑の保全や創出、育成を総合的に推進していくためには、行政をはじめとし、昭和町に住み・活動する全ての人々がそれぞれの役割を理解し、相互に連携をとりながら、できることから実践していくことが重要です。

そのため、本計画の将来像に掲げた「みんなで彩る緑と花があふれるまち」を目指し、緑のまちづくりに関わる各主体が、連携・協働することにより、着実な取り組みを進めていきます。

■各主体の取り組み

■町 民

町民は、緑のまちづくりを担う中心的な役割を果たしていくことが期待されます。そのため、緑や自然が町や地域の財産であることを理解し、慈しみ、育む気持を育て、身近なところから緑のまちづくりに主体性を持って関わり、その活動の輪を広げていくことが求められます。

■ボランティアやNPO等の団体・組織

これまで、本町の緑のまちづくりは、地区の組織やボランティア等が大きな役割を担ってきています。ボランティアやNPO等の団体・組織は、今後も、住民の主体的な緑のまちづくり活動を牽引していくことが期待されます。さらに、独自の知識や経験を持つ団体・組織の活動や人材育成を進め、個々の住民活動を側面から支える役割を担うことが求められます。

■事業者等

事業者等は、地域の一員として緑を含めた環境の保全・育成に貢献するよう努めることが求められます。また、事業活動が緑や環境に対して過度の影響を与えないように配慮するとともに、住民活動や町の施策などに協力することが求められます。

■行 政

行政は、緑のまちづくりの先導役であり、緑に関連する施策について総合的な視点を持ち、推進していくことが求められます。

そのため、庁内関連各課や関係機関と十分に連携を図り、効率的で効果的な施策の展開と推進の舵取り役を担います。また、必要な情報の提供などに積極的に取り組み、各主体を結ぶ役割を担い、制度の活用や整備に努めます。



昭和町緑のまちづくりの基本理念

緑を中心にみんなが関わり、緑を慈しみ、育むまちづくりを目指します

(2) 住民参加の促進と活動のネットワーク

① 町民主体の緑の保全と育成、緑化活動等の促進

本町は、住民ボランティアによるコスモスの植栽、道路沿いの花植え、花壇の維持管理、事業者等との協働による花壇づくりなど、実に様々な人々が花植えや緑の維持管理、清掃等の活動に関わっています。

このような、緑化活動や公園・河川等の維持管理、ホタルなどの貴重な動植物の保存・育成活動など、町民の自主的な緑のまちづくり活動を一層促進していくとともに、事業者等との協働による緑化や緑の募金、花いっぱい運動、地区の花植えへの助成など、支援策の充実に努めていきます。

また、緑を慈しむ普及活動、ボランティア、専門家、アドバイザーといった団体や人材の育成、効果的なPR・啓発手法の検討など、花や緑への愛着を高める機会づくりに取り組んでいます。

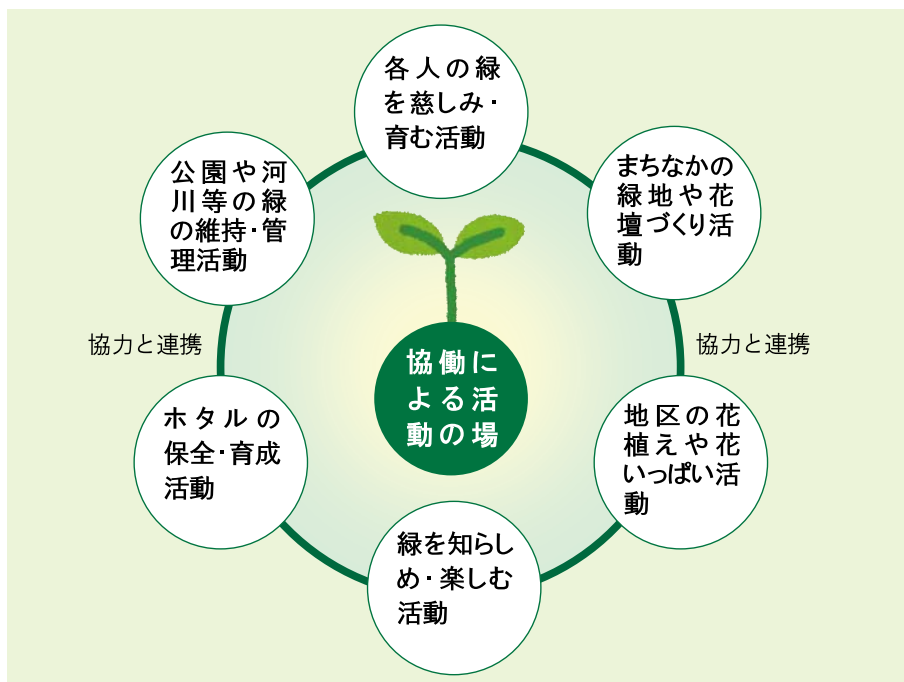
② 活動の場づくりとネットワーク

緑を守り・育むためには、身近なところから自然や緑を慈しむ人を育てることが重要であり、その芽を絶やさぬよう、多くの人と手を携え、緑のある豊かな暮らしを共有することが大切です。

本町には、緑の保全・育成や花植え、樹木等の維持管理、清掃などの多様な活動に関わる様々な人や団体があります。

そのため、これまでの活動や成果の周知を図るとともに、自発的な各主体の活動を通し、緑が地域の宝物として大きな役割を果たしていくよう、相互の理解と信頼関係のもとで連携・協働する緑の活動のネットワークを促進します。また、住民の身近な緑化活動や地域で行われている活動の連携がスムーズに図れるよう、話し合いや情報交換等の場となる「活動の核」づくりに取り組んでいます。

■活動の場づくりとネットワークのイメージ



③ 緑のまちづくりへの住民意向の反映

緑のまちづくりの推進に向け、行政の取り組みや多様な住民活動等の情報発信に努めるとともに、事業の検討や計画の実施に際しては、アンケート調査やパブリックコメント（町民意見提出制度）の実施、ワークショップの開催等を通じて、広く町民意向の把握に努めます。

また、公園・緑地整備にあたっては、計画の初期段階からの地域住民意向の反映や、住民が主体となった緑の維持・管理など、住民や地域が緑のまちづくりに積極的に係わり、協働していくような仕組みづくりに取り組んでいます。

(3) 計画の推進を支える体制づくり

① 庁内体制の強化

本計画の策定に際しては、初期の段階で住民ワークショップを立ち上げ、多様な意向を整理しながら、庁内検討会議や関係課、住民、関係組織等による策定委員会で検討・調整を進めてきました。今後の緑のまちづくりにおいても、引き続きこのような住民参加と横断的な組織体制のもとに、施策の展開を図ることが重要です。

一方、緑の基本計画を推進するうえで、町の取り組み体制は最も基本となります。緑に関する施策は、公園の整備・管理部局、環境、土木、農業関連部局等がそれぞれに推進するだけでは、十分な効果を発揮することができません。本町では「緑化推進委員会」を設置していますが、計画を円滑に推進していくためにも、行政組織の横断的な連携を強化し、庁内組織体制の充実に努めていきます。

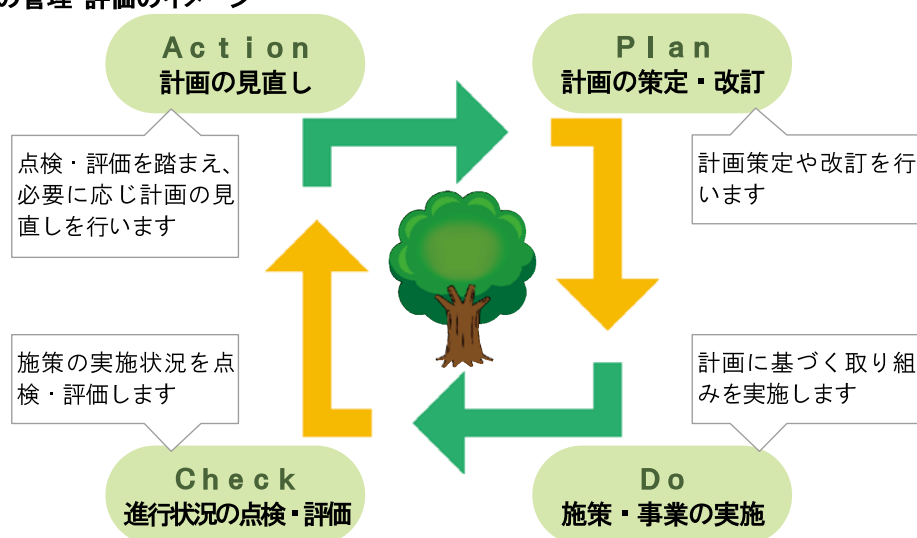
また、当面は、緑に関する情報の共有化とともに、先導的・段階的に推進すべき施策に応じた庁内連絡調整会議の設置など、総合的かつ計画的に取り組む体制づくりを検討していきます。

② 計画の進行管理

社会情勢などの変化に伴い、緑や公園に対するニーズも変化します。このような変化に柔軟かつ的確に対応した施策を推進するためには、継続的な施策や事業などの点検・評価や有効性・必要性のチェックなど、施策の実施を着実に推進し、定期的な進行管理を行うことが重要です。このため、PDCAサイクル（マネジメントサイクル）の考え方を取り入れた進行管理を検討します。

また、施策の実施状況や社会情勢の変化などに適切に対応していくため、必要に応じて適宜計画の見直しを行い、計画内容の充実に努めます。

■ 計画推進の管理・評価のイメージ



③ 計画推進に向けた財源の確保

緑や公園の保全、整備、維持管理には多大な費用を要します。一方、近年の行財政運営は厳しい状況が続いており、限られた財源を有効に活用するためにも、個々の施策の優先順位を柔軟な視点に立って検討することが必要です。また、町のアイデンティティともなる緑の環境を守る財源の確保に努めることも必要です。

そのため、「緑の募金」などの各種取り組みの充実に努めるほか、緑の保全・創出に係わる新たな制度を検討します。また、借地による公園整備やPFI*などによる民間資金を導入する仕組みづくり、国・県の補助制度を活用するなど、効率的・効果的な施策の実施に努めていきます。

注）＊PFI：英語のプライベート・ファイナンス・イニシアティブ（Private Finance Initiative）の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のこと。この導入により、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供が期待されます。

また、本町の特徴である豊かな水資源や身近な緑の資源などの「守る緑」については、協働による多様な手法を検討・充実し、継続的に取り組んでいきます。

「創る」 地域に愛されるシンボリックな都市公園の整備を推進します

本計画の目標に掲げた「都市公園は目標年次までに住民一人当たり 10 m²以上」を目指し、公園・緑地の整備方針に提示した3箇所の基幹的な都市公園の整備を積極的に展開します。

公園整備に際しては、地域住民に永く愛される個性と魅力あるシンボリックな公園となるよう、地域の特性を活かし、多様なニーズを反映するなど質の向上に努めるとともに、ワークショップの実施など計画段階からの住民参加を促進します。また、アダプトプログラム（里親制度）の導入を検討し、住民による運営や維持管理システムを検討していきます。

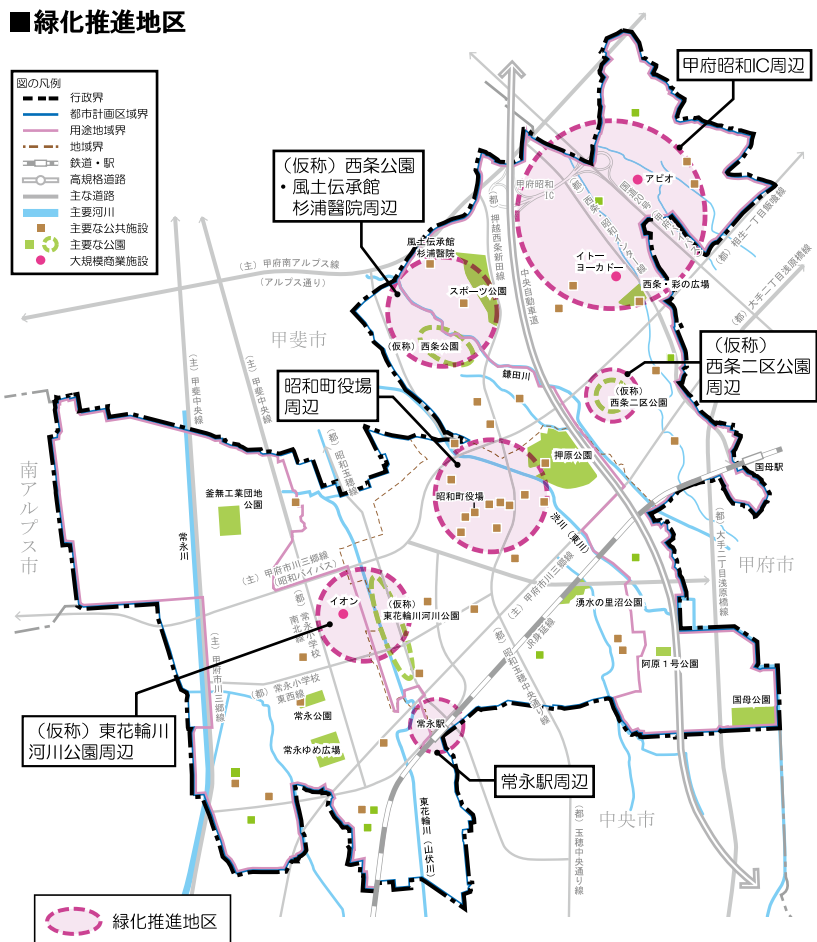
「彩る」 緑化推進地区の地区特性に応じた積極的な緑化を推進します

緑化推進地区は、本町の緑の基本計画の施策を牽引・先導する大きな役割を担っています。緑の将来像に基づく計画の実現性を高めるため、次の6つの緑化推進地区を設定し、先導的・重点的に緑化を推進していきます。特に、公園や道路整備等の公共事業が行われる地区については、その機会と連動し、周辺と一体となった積極的な緑化を図っていきます。

緑化推進に際しては、シンボリックな公園の整備、身近な公園・緑地の充実、河川や道路等の地区特性に応じた緑化の推進、町の木「オトメツバキ」、町の花「レンゲ」のブランド化や自生種の活用、地区住民との協働による緑化活動の促進に努め、「緑と花があふれるまちなみ」の創出を目指します。

また、まちの庭づくりと併せ、水路や里道、裏道なども活用し、地区住民との協働により、暮らしの中から緑と花があられる、きめ細やかな身近な緑の創出とネットワーク化に努めています。

■緑化推進地区



■緑化推進地区の主な取組み方針

●昭和町役場周辺

- ・緑と花のまちの拠点として、公共施設が集積する一帯の効果的な緑化、幹線道路等の連続性ある街路樹植栽や緑道整備、シンボル植栽やまちの庭づくりの充実、屋敷林や樹林地の保全、地区計画の活用など、緑化に関する啓発や先導的なモデルとなるよう、風格あるシンボリックな緑化を促進する。

●甲府昭和 IC 周辺

- ・広域交通の玄関口として、幹線道路や公共施設周辺の緑化、街路樹や花壇・緑地の整備など、地区計画や緑地協定等との連携を図り、秩序ある市街地緑化やモデルとなる計画的な緑化を促進する。

●(仮称)東花輪川河川公園周辺

- ・賑わい・交流空間となる公園整備と併せ、河川沿いの空地や低未利用地等を活用した親水空間の創出や周辺景観と調和した緑化、遊歩道整備やフットパスづくり、桜並木の維持・保全、幹線道路の緑化推進、まちの庭づくりの充実など、交流と賑わいを演出する彩りある緑化を促進する。

●常永駅周辺

- ・鉄道駅の玄関口として、花による駅周辺の修景、街路樹の整備、鉄道敷周辺の低未利用地や道路境界部等を活用した花壇・緑地の整備など、地域の顔となる緑化を促進する。

●(仮称)西条公園・風土伝承館杉浦醫院周辺

- ・新たな公園整備、鎌田川の河川改修と併せた親水空間の創出、杉浦醫院等の歴史文化施設の緑地や甲府市水道局スポーツ施設の松林等が一体となった修景など、緑を介した交流振興や都市化の進展に伴う地区防災性の向上等に向け、地域環境と調和した緑化を促進する。

●(仮称)西条二区公園周辺

- ・周辺社寺林や屋敷林の保全、みのぶ道等の歴史資源の活用、地区防災性の向上等に向け、新たな公園整備と併せ、隣接する公共施設整備や鎌田川の親水空間と一体となった魅力ある緑化を促進する。

「育む」身近な緑と地域コミュニティを育む「まちの庭づくり」を促進します

本町は、住民や事業者等の積極的な参加により、空地や残地等を活用した緑地や花壇づくりを推進し、まちなかに彩りとうるおいの場を創出しています。

本町の緑の育成は、オープンガーデン等の身近な個々の庭づくりから、地域で緑を大切に育むまちの庭づくりへと活動を波及・充実させます。さらに、緑を通じて地域コミュニティを醸成し、交流の場、環境教育や郷土教育の場となるよう、小さな緑のつながりや活動を積極的に展開していきます。

まちの庭づくりにあたっては、緑の保全・育成に関する制度や支援の充実とともに、住民、事業者等、行政のパートナーシップで取り組む「(仮称)昭和町緑の運営会議」の設置を検討します。また、地域に即した柔軟な対応を図ることができるよう、活動の場や内容に応じた取り組み手法や参加形態の検討、区や学校等の団体・組織との連携など、緑のまちづくりに向けた活動の核づくりを検討していきます。

さらに、緑の基本計画に基づき、必要に応じて、住民や事業者等の活動への支援体制や緑化に関する助成など、基本となる事項を定めた「昭和町緑のまちづくり条例」の検討を図ります。

3. 緑の基本計画の効果的な運用

(1)「緑の基本計画推進プログラム」に基づく計画の推進

昭和町緑の基本計画は、概ね20年後を見据えた長期計画であることから、計画を実現していくためには実現の可能性や事業効果、財源の確保等を踏まえながら、計画的かつ段階的に実施していくことが必要です。

そのため、「昭和町第6次総合計画」をはじめ、「昭和町都市計画マスタープラン」、「農業振興地域整備計画」等の各種計画との整合を図りながら、当面の目標年次（中間年次（平成37年））を目指した「緑の基本計画推進プログラム」の検討を行い、これに基づく計画の推進を図ります。

(2)国、県、周辺都市との連携による計画の推進

緑や河川は町域を超えて連続しています。このため、国や県の広域的な計画との整合を図るとともに、周辺市町と連携しながら計画の推進を図ります。

また、計画内容のうち、広域的にも重要な緑、県や国が管理する河川、道路等の施設については、町が窓口となり、必要に応じて計画、事業、保全措置などの連携と要請を行うとともに、町民要望についてもその意向を伝えていきます。

一方、「都市緑地法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、都市公園法、都市緑地法、生産緑地法、都市計画法、建築基準法等の関連法案が一体的に改正されました。今後、これらの法改正に伴い、本町においても、長期的視点から関係法令及び国や県の取り組みとの調整を図りながら、緑のまちづくりに向けた必要な施策を総合的に検討していきます。



・四季を感じさせる山伏川沿いの花と緑

